

# 障害児入所施設の在り方に関する意見等



一般社団法人 全国児童発達支援協議会  
代表 加藤 正仁

# 一般社団法人 全国児童発達支援協議会の概要

1. 設立年月日：平成21年7月1日

2. 活動目的及び主な活動内容

## (1) 活動目的・内容

- ・成長・発達が気になる子どもとその家族への発達支援活動
- ・その質的向上・発展と関係者の相互連携・交流
- ・福祉の維持・向上に貢献すること
- ・乳幼児期・学齢期の成長・発達上の諸課題への支援に関する調査及び研究
- ・施設・事業所の運営に関する調査・研究
- ・関係者の相互連携・交流及び広報
- ・障害者総合福祉推進事業の受託と実施
- ・被災地の子どもやその家族、事業者等への支援 など

## (2) 活動実績

- ・平成22、24、25、28、29、30 年度：厚生労働省障害者総合福祉推進事業採択
- ・平成22年2月以降、全国職員研修会と全国施設長研修会を年1回開催

3. 会員数 : 531 団体 (平成31年3月時点)

4. 法人代表：加藤 正仁 (うめだ・あけぼの学園)

# 障害児入所施設の在り方に関する意見等

## 【視点-1】 障害児入所施設の4つの機能から、ヒアリング団体の所管する施設・事業所との関係等について

- ・全国児童発達支援協議会(以下「CDS-Japan」)は、障害児通所支援及び障害児相談支援等を行う事業者・個人の団体である。
- ・障害児通所支援は、障害児入所支援と同様の4機能を備えている
  - ・障害児通所支援の中核機能は「発達支援」であり、「本人(支援)」「家族(支援)」「地域(支援)」の3つの次元で総合的に提供される。
  - ・「発達支援」は、その中で、子ども一人ひとりの障害や特性、発達段階に応じて配慮され、生活や遊び・活動、課題、環境調整等を通して、①将来の自立・自律を見据え様々な力を養うこと(自立支援機能)、②虐待を含む不適切養育の子どもに養護を提供すること(社会的養護機能)、③家族及び地域へ積極的に働きかけること(家族・地域支援機能)を行なっている。【具体的な発達支援の内容は、参考資料表-1参照】
  - ・入所・通所の利用形態は異なるものの、子どもや子どもを取り巻く家族や地域・社会に対しての支援は同様である。
- ・障害児通所支援は、社会的養護を必要とする子どもたちの受け皿として機能している
  - ・通所支援では、社会的養護の子どもたちを受け入れている。【複数人受入も: 図-1参照】  
児相関与児童受入事業所: 19.0%    児相関与以外の社会的養護児童受入: 17.9%  
【CDS-Japan: 平成29年度実態調査から】  
放課後等デイサービス事業所での受入: 30.9%(1,150/3,726事業所)  
【平成30年度障害者総合福祉推進事業: 放デイガイドライン見直し調査から】

# 障害児入所施設の在り方に関する意見等

- ・障害児通所支援は、社会的養護を必要とする子どもとその家族の支援を行なっている
  - ・通所支援が子どもたちにとって安心・安全な「場所」「人間関係」「時間」として機能するよう、「養護」をベースとした支援を提供【「保育」を重視する視点】。  
近年、社会的養護を必要とする子どもの他に、不登校や貧困、外国人ルーツなど、特別な配慮を必要とする子どもの利用も増えている。
  - ・障害児の子育ては虐待リスクが高いと言われており、通所支援では保護者を含む家族への支援も重視している。  
通所支援で行われる家族支援は、親子通園での支援のほか、保護者のみを対象とした相談援助等を行なっている。【通所支援に「事業所内相談支援加算」が創設(H27)】  
保護者支援の内容としては、「発達を理解を図ること」(89.8%)、「育児不安の軽減」(76.4%)、「親子関係形成」(76.4%)の順で多く、虐待防止を目的とした家族支援も約半数の事業所で実施されている(50.5%)。【参考資料表-2参照】
  - ・虐待を含む不適切養育を行う保護者に対しては、関係機関連携のほか心理カウンセリング(保護者自身が被虐待や被DV経験等)、コモンセンスペアレンティング(CSP)、ペアレント・トレーニング等の専門的見地からの家族支援も行なっている。【参考資料表-3】

- ・通所支援は、入所支援と連携しながら連続・重複した支援が求められる。
- ・通所支援は、社会的養護の一次予防(未然防止)、二次防止(早期発見・対応)、三次予防(障害児入所施設退所後の受け皿・再発防止)としての役割を担っている。

# 障害児入所施設の在り方に関する意見等

## 【視点-2】 障害児入所施設全般に関して課題と感ずることについて

- ・障害児相談支援や市区町村が、入所利用等の決定過程に関与できていないこと
  - ・視点-1でも述べたように、通所支援は入所支援と連続性があり、退所後も一貫した支援を継続する必要がある。その観点からも、入所決定～入所支援(家族再構築を含む)～退所～アフターフォローの一連のプロセスに障害児相談支援(または基幹相談支援センター等)や市区町村が関与することは不可欠だが、制度的にも現実的にもそうはなっていない。仕組みとして相談支援等が関与できるよう規定する必要がある。
- ・在宅移行や外泊時に、通所支援や在宅サービスを柔軟に活用できていないこと
  - ・入所児童が帰宅時や在宅移行訓練時に、通所・在宅サービスが柔軟に利用ができるようになっていない。効果的に在宅移行を行うためには通所支援等の併用が必要である。
- ・入所・退所の調整や家族関係再構築に児童相談所の関与が低いこと
  - ・入・退所の決定は児童相談所が行うことになっているが、広域設置の児童相談所だけでは丁寧な対応は困難である。、それ故、関与が薄い児童相談所があるのも事実(児童相談所から地域機関等へ情報提供等されないことも多い。障害は手放したいという一部の声も)
- ・入所・退所基準が不明確であること
  - ・措置と契約の考え方に社会的養護施設入所と差があったり、都道府県間で格差が生じている。措置と契約、退所の基準についてあらためて明確にすべきではないか。

# 障害児入所施設の在り方に関する意見等

## ・職員配置基準の見直しが必要であること

- ・障害児入所施設の職員配置基準は4.3:1のままであり、長年改正されていない。この基準は、通所である児童発達支援センター(4:1)や社会的養護関係施設(最終的には4:1)よりも低い。
- ・入所施設の配置基準は、利用定員に対する施設基準であり、常時配置しておくべき配置基準ではない。実際に時間帯によって配置される職員配置のイメージが持ちにくい(特に保護者にとっては分かりづらい)。
- ・家庭再構築や地域移行を行う担当の専門職員(社会的養護関係施設では、「家庭支援専門員」)がない。

## ・入所施設において通所同程度の発達支援や放課後等の日中活動等が確保されること

- ・入所施設は発達支援機能を有しているが、児童発達支援等と同程度の支援が確保されたり、放課後や休暇中の日中活動が確保されにくいのではないかと(職員、場所等)

## ・被虐待や家庭との分離による愛着障害、二次的な行動障害等に適切に対応すること

- ・生活習慣の獲得や問題行動の変容等を目的とした施設入所はあるが、明らかに被虐待等の不適切養育の影響と考えられる愛着障害のある子どもたちが多く入所してきており、「愛着」をキーワードにした支援は不可欠である。
- ・一方で、家庭から分離されたことによる影響については、障害児施設においてはあまり語られることはなく、これは「障害」という本人の要因に加え、「障害のある子どもの子育てや介護の困難性や疲弊感」という保護者の要因がクローズアップされてきた経緯があるためである。小規模ケアなどの家庭的養育は、これらの観点からも必要である。

# 障害児入所施設の在り方に関する意見等

## 【視点-3】 障害児入所施設に期待することについて

### ・障害児入所支援と通所支援・相談支援との協働、役割分担、連携強化

- ・通所支援と入所支援の機能は重複する部分が多いが、集中して技能等を身につけたほうがいい場合や問題行動等の改善等については、入所形態ではないと対応できないもしくは効率的である部分も多い(有目的)。通所支援と入所支援を柔軟に活用しながら、時に協働や役割分担しながら対応していくことが、子どもや家族のためになる。
- ・短期入所が量的に整備され、柔軟に利用が可能になれば未然防止の観点からも良い。
- ・社会的養護を必要とする子どもやその家族に対する支援は、障害児入所支援の専門領域であり、近年増えている通所支援利用の要保護・要支援の子どもたちに適切に対応できるよう連携して助言や指導をしてもらえるとありがたい。
- ・愛着障害への対応、小規模ケアやファミリーホーム等の家庭的で当たり前の暮らしの提供、生活や遊びを通じたスキル等の獲得、様々な体験・経験を通じた情緒の発達促進等ができる家庭的養育や里親を進めることは大切であり、ビジョンを示してほしい。

### ・要保護対策地域協議会等への参画の促進

- ・障害児入所施設は、従前から社会的養護の機能を有してきたが、近年増加する障害児虐待等への対応機関として、これまで以上にその役割が期待される。子育て世代包括支援センターや子ども子育て機関、子ども家庭総合支援拠点などとの連携も図る必要があり、要保護児童対策地域協議会の構成員として正式に位置付けることで、地域の子ども虐待防止に寄与できる。

# 参考資料

表-1 通所支援における発達支援の内容 (n=273)

	センター	医療型	「事業」	放課後デイ	「多機能」	その他	計
①保育等	101	35	25	22	36	8	227
②言語・コミュ	104	31	24	32	43	12	246
③日常生活習慣	103	34	21	32	36	12	238
④運動機能	101	35	24	28	40	12	240
⑤友達とのかかわり	101	33	25	36	47	12	254
⑥ソーシャルスキル	90	18	20	29	41	10	208
⑦医療的ケア	28	27	5	3	9	4	76
⑧学習	41	2	13	23	28	5	112
⑨タブレット端末	8	9	2	5	9	0	33
⑩スケジュール	62	10	15	12	17	6	122
⑪その他	10	1	2	14	2	0	29

表-2 通所支援における保護者支援の実施目的 (n=273)

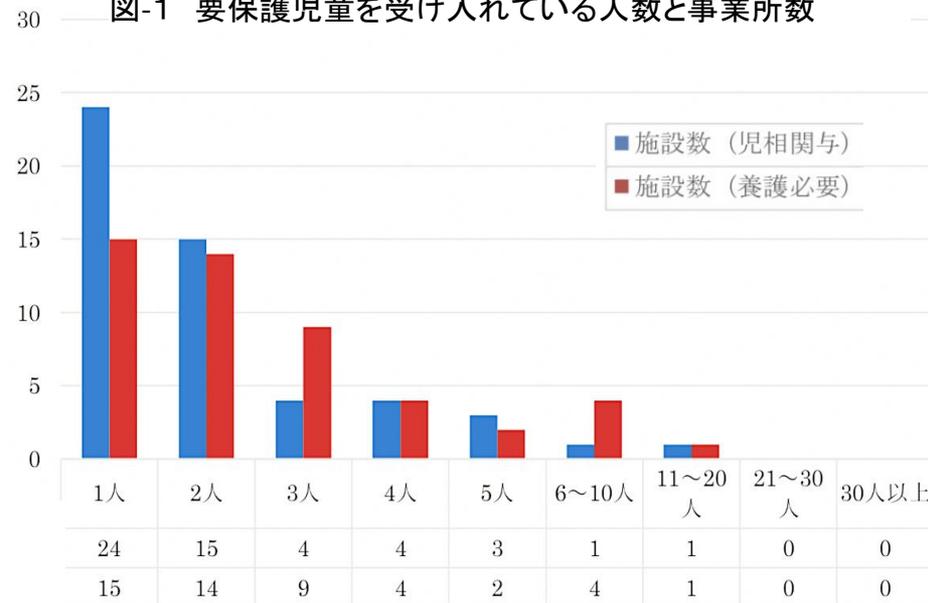
	センター	医療型	「事業」	放課後デイ	「多機能」	その他	計
①発達理解	104	34	27	31	39	12	247
②一貫した療育	90	25	17	16	27	11	186
③親同士の交流	89	25	19	22	24	13	192
④親子関係育成	95	31	19	19	33	13	210
⑤育児不安軽減	96	33	21	30	36	13	229
⑥介助の手伝い	12	13	1	4	3	2	35
⑦医療的ケア	6	3	2	0	0	2	13
⑧虐待防止	68	14	15	10	23	9	139
⑨子どもの考え	64	15	16	12	26	6	139
⑩その他	4	0	1	2	2	0	9

表-3 要保護児童に対する具体的な家族支援の内容 (n=273)

	センター	医療型	「事業」	放課後デイ	「多機能」	その他	計
①家庭訪問	36	4	4	8	6	6	64
②ヘルパー等	18	6	4	4	6	5	43
③メンタルヘルス	9	1	2	3	6	0	21
④送迎バス	32	3	5	6	8	3	57
⑤延長保育	7	1	6	5	4	0	23
⑥役割分担	50	16	15	16	26	11	134
⑦受診先	22	4	5	5	7	5	48
⑧他の事業者	10	0	3	3	6	2	24
⑨その他	6	1	0	1	3	0	11

- ①家庭訪問を行っている ②ヘルパー（居宅介護）やショートステイを助めている  
 ③メンタルヘルス支援（カウンセリング）を行っている  
 ④送迎バスのコースや乗降場所や乗降時間の配慮をしている ⑤早朝・延長・休日保育を行っている  
 ⑥関係機関と役割分担し、こまめに連絡を取り合っている  
 ⑦保護者を含めた受診先（医療機関）との連携を密にしている ⑧他の支援事業者を紹介している ⑨その他

図-1 要保護児童を受け入れている人数と事業所数



# 全国児童発達支援協議会(CDSJapan)

(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)2018

CDSJのミッション  
より引用一部改変

障害児は「小さな障害者disabled child」ではなく「障害のある子ども発達支援センターchild with disability」である

## 理念

- ノーマライゼーション(住み慣れた地域で育つ権利の保障)
- ハビリテーション(主体性をもって健やかに育つ権利の保障)
- インクルージョン(参加・包容)(すべての子ども発達支援センターが享受するサービスを受ける権利の保障)

## 3つの支援

### 発達支援

### 家族支援

### 地域支援

## 3つの支援の課題と目標

- 【課題】「地域での育ちの支援(社会モデル)」と「発達課題の達成(医学モデル)」統合
- 【目標】・発達支援:障害のある子ども(またはその可能性のある子ども)が自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成していくための支援
- ・家族支援:障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援
  - ・地域支援:地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革

## 関連条約 & 関連法

- ・児童の権利に関する条約(23条 障害児)
  - ・障害者基本法(17条 療育)
  - ・発達障害者支援法(平成17年 28年改正)
  - ・子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)
  - ・障害者虐待防止法(平成24年施行)
  - ・障害者総合支援法改正(平成28年)
  - ・障害者の権利に関する条約(7条 障害のある児童)
  - ・障害者差別解消法(平成28年「児童の規定がない」)
  - ・児童虐待防止法(平成12年法律第82号)
  - ・学校教育法(71条・75条 特別支援教育)
  - ・障害者虐待防止法(平成24年施行)
  - ・児童福祉法一部改正(平成28年)
- ・**成育基本法(平成30年)**

## 具体的方策

### 【高い専門性をもった発達支援の提供】

- ・障害種別の一元化を担える質の担保
- ・家族支援機能の向上  
(在宅訪問、養護施設等への訪問)
- ・各種専門職によるチームアプローチ
- ・職員は一基準の明確化と統一

### 【人材育成】

- ・職場内研修による質の高い発達支援の保障
- ・児童発達支援センター等による地域の人材育成
- ・研修会開催:各種支援ガイドに沿った研修保障  
(発達支援指針2016、児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドラインなど)

### 【地域支援】(地域の変革、支援の一貫性、協働体制)

- ・巡回・訪問型支援の発展
- ・医療的ケア児への支援
- ・移行支援計画作成の義務化
- ・障害児入所施設との連携
- ・自立支援協議会(子ども部会)の活性化、参加
- ・要保護児童対策協議会との連携、参加
- ・子ども・子育て会議との連携
- ・子育て世代包括支援センターとの連携・協働
- ・新しい社会的養護ビジョンへの連携・協働

### 【障害児ケアマネージメント】

- ・障害児ケアマネージメントの普遍化
- ・相談支援事業の中立公平性の担保と質の向上
- ・地域における個別支援会議の活性化

障害種別の一元化・一貫性と継続性・無償化  
〈今後の課題〉